

「女性活躍加速のための重点方針2016」該当箇所		通し番号 20
大項目	I. あらゆる分野における女性の活躍	
中項目	1. 多様な働き方の推進、男性の暮らし方・意識の変革	
小項目	(5) 育児・介護休業等の取得促進	
細項目	② 出産・育児等による女性のキャリア断絶を防ぎ、希望する形での活躍を実現するため、非正規雇用労働者の育児休業の取得促進、分割取得の活用などによる介護休業の取得促進、いわゆるマタニティハラスメントの防止に向けた事業主の措置の義務付けなどを盛り込んだ改正育児・介護休業法等(平成28年3月成立)の平成29年1月からの着実な施行に向けて、事業主への周知・啓発の徹底や必要な法令等の整備等を早急に実施する。また、育休取得後の円滑な職場復帰による継続就業を支援するための取組を進める。	
該当施策名(事業名)	育児・介護支援プラン導入プログラム事業	
当該施策の背景・目的	平成27年3月20日に閣議決定された「少子化対策大綱」において、育休復帰支援プランによる支援及び助成金を支給することにより、労働者の円滑な育休取得・職場復帰を図ることとしている。 また、平成27年10月7日に閣議決定された「基本方針」における「新・三本の矢」においては、「介護離職ゼロ」の実現を目指し、仕事と介護が両立できる社会づくりを加速することとされたことから、中小企業における育児休業・介護休業の取得及び円滑な職場復帰による継続就労支援を行う。	
当該施策の政策手段の分類		法令・制度改正
		税制改正要望
	○	予算 28年度当初予算: 1,175,862 千円 28年度一次補正予算: - 千円 28年度二次補正予算: - 千円 29年度要求予算: - 千円
		機構定員要求
		その他(具体的に)
当該施策概要	○中小企業及び中小企業で働く労働者の状況に応じた「育休復帰支援プラン」及び「介護支援プラン」の策定・利用を支援 ・平成27年度に改訂した「育休復帰支援プラン」モデルを周知し、その普及促進を図る。 ・「仕事と介護の両立支援事業」において作成した「介護支援プラン」モデル等を周知し、その普及促進を図る。 ・個々の事業主の状況に応じたプランの策定支援を行うプランナー(育休復帰及び介護)を養成し、プランナーによる事業主のプラン策定支援を行う。 ○中小企業への助成金支給 プランの策定を行い、対象労働者が育児休業を取得・復帰した場合に、助成金を支給する。	
担当府省庁	厚生労働省	
	雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課育児・介護休業推進室	

- ◆ 中小企業で働く労働者の育児休業の取得及び育児休業後の円滑な職場復帰による継続就業を支援するため、中小企業及び中小企業で働く労働者の状況に応じた「育児復帰支援プラン」策定・利用を支援
- ◆ 介護離職の防止、介護休業の取得及び介護休業後の円滑な職場復帰による継続就業を支援するため、中小企業及び中小企業で働く労働者の状況に応じた「介護支援プラン」の策定・利用を支援

事業内容

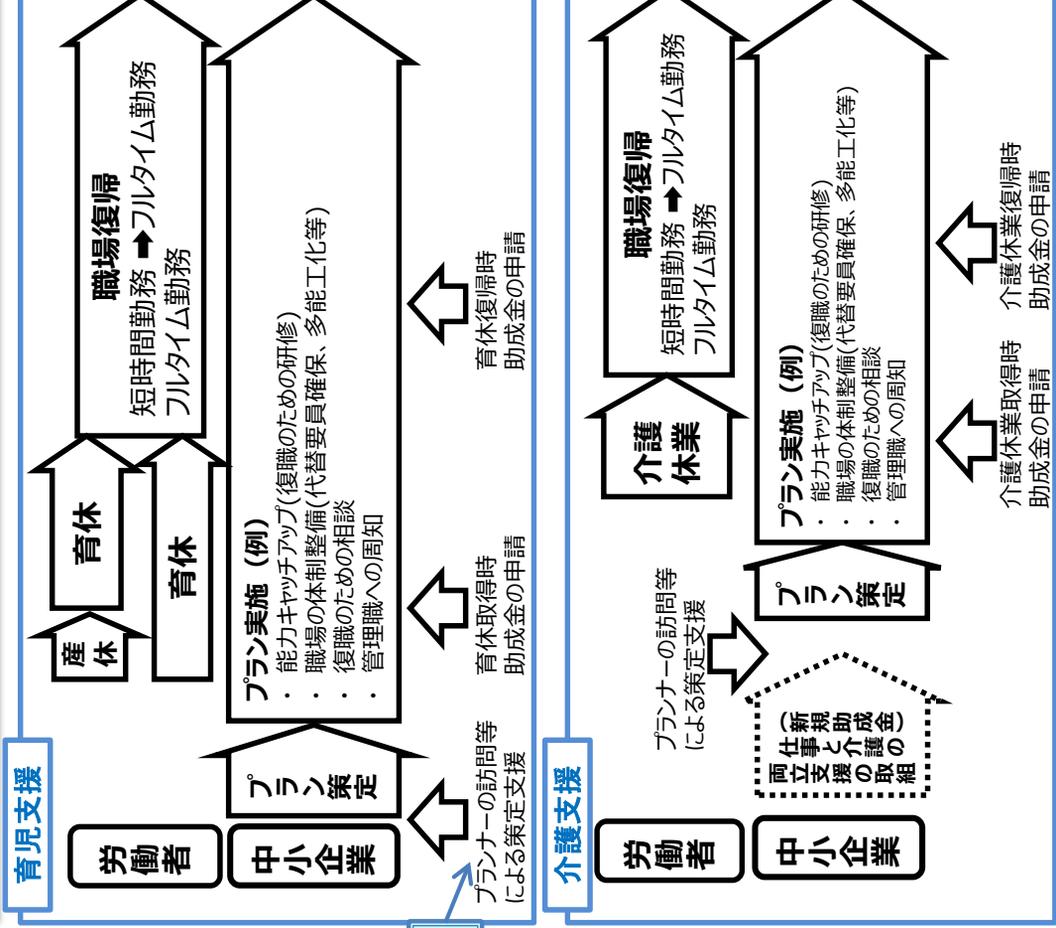
①モデルプランの普及促進（拡充）
 中小企業における労働者の育児取得及び円滑な職場復帰による継続就業を支援するため、平成27年度において改訂した「育児復帰支援プラン」モデル（期間雇用者・派遣労働者向けを含む）を周知し、その普及促進を図る。
 特に、建設業など育児取得率の低い業種や労働者派遣事業者に対する集団支援等を通じて、効果的な普及促進を行う。
 また、介護離職の防止や、介護休業の取得及び円滑な職場復帰による継続就業を支援するため、「仕事と介護の両立支援事業」において作成した「両立支援対応モデル」及び「**介護支援プラン**」モデルを周知し、その普及促進を図る。

プランナー支援：
主に社労士を活用

②プランナーの養成・活動支援（拡充）
 事業主の状況に応じたプランの策定を支援する「プランナー」(※)を基礎・応用研修により養成する。
 また、プランナーの円滑な活動のための支援を行う。
 ・基礎研修（仕事と育児・介護の両立やその支援策に係る基礎的内容）
 ・応用研修（企業の課題把握やプラン策定の実践的手法）
 ※ **育児支援：主に社会保険労務士を活用**
介護支援：社労士に加えアマネジャーの活用も検討

③中小企業への助成金支給(育児・介護支援プランコース(仮))（拡充）
 「育児復帰支援プラン」又は「介護支援プラン」を策定及び導入し、以下の場合に助成金を支給する。
 ①対象労働者が育児休業を取得した場合（育児取得時助成金）
 ②育児休業取得者が復帰した場合（育児復帰時助成金）
 ③対象労働者が介護休業を取得した場合（介護休業取得時助成金）
 ④介護休業取得者が復帰した場合（介護休業復帰時助成金）

事業のしくみ



「女性活躍加速のための重点方針2016」該当箇所		通し番号 21
大項目	I. あらゆる分野における女性の活躍	
中項目	1. 多様な働き方の推進、男性の暮らし方・意識の変革	
小項目	(5) 育児・介護休業等の取得促進	
細項目	③男性が家事・育児に参画することが、長時間労働の是正とともに少子化対策として求められていることから、男性の配偶者の出産直後の休暇取得を促進する「さんきゅうパパプロジェクト」の取組を一層進めていくことにより、子育て世代の男性が家事・育児に参画することへの気運の醸成を図る。	
該当施策名 (事業名)	さんきゅうパパプロジェクト促進事業(男性の配偶者の出産直後の休暇取得の促進事業)	
当該施策の背景・目的	<p>○ 我が国の男性の家事・育児時間は諸外国に比べ少なく、夫が休日に行う家事・育児の時間が第2子以降の出生に影響していることを示す調査結果などもあり、男性の家事・育児への参画が少ないことが少子化の原因の一つになっている。</p> <p>○ そうした認識の下、「さんきゅうパパプロジェクト」の取組は、子供が誕生するときに、家族が時を共にし、絆を深め、男性が家事・育児をするきっかけになるよう、配偶者の出産直後の男性の休暇取得を促すもの。</p> <p>○ 少子化社会対策大綱(H27.3.20閣議決定)においては、男性による配偶者の出産後2か月以内の休暇取得率80%(2020年)を目標に掲げている。</p>	
当該施策の政策手段の分類		法令・制度改正
		税制改正要望
	○	予算 28年度当初予算: 12,097 千円 28年度一次補正予算: - 千円 28年度二次補正予算: - 千円 29年度要求予算: 8,000 千円
		機構定員要求
		その他(具体的に)
当該施策概要	<p>出産後、休暇を取得するとよい日や、休暇時にどのようなことをするのがよいかを紹介するなど工夫をしつつ、引き続き、企業・団体等への意識改革、機運の醸成を図っていく。</p>	
担当府省庁	内閣府	
	子ども・子育て本部少子化対策担当	

さんきゅうパパプロジェクト促進事業 (男性の配偶者の出産直後の休暇取得の促進)

取組概要

- 我が国の男性の家事・育児時間は諸外国に比べ少なく、夫が休日に行う家事・育児の時間が第2子以降の出生に影響していることを示す調査結果などもあり、男性の家事・育児への参画が少ないことが少子化の原因の一つになっている。
- そうした認識の下、「さんきゅうパパプロジェクト」の取組は、子供が誕生するときに、家族が時を共にし、絆を深め、男性が家事・育児をするきっかけになるよう、配偶者の出産直後の男性の休暇取得を促すもの。
- 平成27年6月に、自治体・企業等の参加を得て、キックオフシンポジウムを開催。以来、ハンドブック等の啓発ツールの制作、子育て関連イベントとの連携等を通じ、広報・啓発活動を実施。
- 少子化社会対策大綱（H27.3.20閣議決定）においては、男性による配偶者の出産後2か月以内の休暇取得率80%（2020年）を目標に掲げている。
- 出産後、休暇を取得するとよい日や、休暇時にどのようなことをするのがよいかを紹介するなど工夫をしつつ、引き続き、意識改革、機運の醸成を図っていく。

平成29年度予算概要

- 企業・団体等向けイベント等を開催し、休暇取得促進の取組事例や家事・育児参画の事例等について情報発信することにより啓発を行うとともに、地方においても休暇取得の促進の働きかけを行う場を設け、啓発資料の制作・配布と合わせて、意識改革、機運の醸成を進める。
- 平成29年度概算要求額：800万円
(平成28年度予算額1,210万円)

パパが産休 家族にサンキュウ



さんきゅうパパ
プロジェクト



※「さんきゅうパパ」は産後に休みをとる父親を、「さんきゅう」は産休と「Thank you (ありがとう)」を示す。